

DISCUSSION PAPER SERIES

第一線職員の専門性
—自治体保健師調査のための予備的考察—

大脇 哲文

2025 年 3 月

RPSPP Discussion Paper No.61

RPSPP

RITSUMEIKAN : POLICY SCIENCE & PUBLIC POLICY

Policy Science Association
Ritsumeikan University
2-150 Iwakura-cho, Ibaraki,
Osaka 567-8570 Japan

第一線職員の専門性 —自治体保健師調査のための予備的考察—

大脇 哲文

<論文の要旨>

日本の自治体における第一線職員に対する管理の様態を明らかにするために自治体保健師を対象にした調査を実施するにあたり、予備的な考察を行う。分析視角として、第 1 にプロフェッショナル・アカウントに注目し保健師の歴史的な変遷をおさえたうえで専門的知識の特徴を記述する。第 2 に、プロフェッショナル・ネットワークの果たす役割を確認する。

考察の結果、2 つの事項が明らかになった。第 1 は、保健師のプロフェッショナル・アカウントは法令などで規定されており、健康課題の多様化に対応して今日まで変化してきた。保健師の専門的知識の特徴は、現場知が重要な部分を占めている点にある。第 2 は、保健師のプロフェッショナル・ネットワークは複数あり、それぞれが異なる役割を担っている。その中でも公衆衛生看護の発展をめざす学会は専門知を整理し体系化する役割を担い、自治体保健師の有志団体は現場知を蓄積する役割を担っている。

<キーワード>

ストリートレベルの官僚制、公衆衛生看護、現場知、専門知

<目次>

1. はじめに
2. 保健婦（師）の誕生と現在に至る道のり
3. 保健師のプロフェッショナル・アカウント
 - 3.1. 資格と資格の付与
 - 3.2. 知識の体系
 - 3.3. 小括
4. 保健師のプロフェッショナル・ネットワーク
 - 4.1. 保健師が参画する団体の概要
 - 4.2. 全国保健師長会
 - 4.3. 日本公衆衛生看護学会
 - 4.4. 小括
5. おわりに

1. はじめに

本稿の目的は、わが国における第一線職員（Front-line workers）に対する管理の様態を明らかにするために、自治体保健師を対象にした調査を実施するにあたり、予備的な考察を行うことである。本節ではまず第一線職員の概要を述べ、次に自治体保健師に注目する理由を説明し、最後に分析視角である専門性から得られる資源と専門的知識の分類についてまとめる。

行政組織の最前線で公共サービスを提供する公務員に共通する行動様式を最初に抽出したのはリップスキー（Lipsky）である。警察官や教員、福祉サービス従事者らは異なる職務についているが共通する特徴をもっている。彼らは曖昧な組織目標のもと、職務遂行に十分な資源をもたず、非自発的な対象者に日々接している。リップスキーは官僚制（bureaucracy）という用語を議論の中心にすえており、ストリートレベルの官僚制（Street-level bureaucracy）と命名した（Lipsky2010, 3-25 頁）。

リップスキーの議論の現代的な意味を検討したフープラ（Hupe, Hill, Buffat 2016）によれば、官僚制研究の主要な議論の中に、組織をどれだけ定型化するか、あるいは専門職化するかというものがある。しかし、リップスキーはプロフェッショナルやセミプロフェッショナルという用語を使っていなかった（7 頁）。フープラは、リップスキーのアプローチの本質は「比較」であるとみた（10 頁）。リップスキー以降の研究者たちの間でストリートレベルの官僚についての捉え方が様々であること¹から、第一線職員の定義を再度検討した。そして、第一線職員はなんらかの専門性をもっているが、その程度は様々であり、ばらつきが大きいとのまとめを行った（15-16 頁）。

第一線職員はどの程度の専門性をもっているのかは第一線職員に対する管理を検討するうえで重要なポイントである。多くの第一線職員を抱えるわが国の自治体職員をみると、ジェネラリスト育成志向のもとで様々な行政分野を所管する部署を数年単位で異動していく。その過程で培われるのは、公衆衛生などといった個別分野の専門性²ではなく、組織管理の専門性³であるとされる（日本都市センター2011）。

本研究の対象である自治体保健師は保健指導の一環で個人の家庭を訪問し、予防的に必要な保健医療福祉サービスにつなげる。保健師は名称独占の国家資格であり、その職名と職務が社会において一定程度、認知されている。このような職種を調査対象とすることで、

¹ 一例として Maynard-Moody, Musheno（2023）は教員、警察官、福祉サービス従事者など幅広い職種を対象にした研究をしており、Evans（2010）は特定の福祉サービスに限定した研究を行っている。

² 福祉分野の職員の専門性については畑本（2021）が検討している。

³ 組織管理の専門性は、自治体という単位であっても個別の組織によって異なり、詳しい内容を言語化することには困難が伴うと思われる。

職員の専門性と第一線職員に対する管理の関係性を観察できると考える。

保健師に対する分析視角として、専門性から得られる資源と専門的知識の分類を用いる。行政学者の藤田(2008)は国家公務員の中の技官を対象に調査・研究を行っている。その際に専門性から得られる資源として、プロフェッショナル・アカウントとプロフェッショナル・ネットワークの2つを挙げている。藤田によれば、プロフェッショナル・アカウントとは、「プロフェッションが特定の能力を主張し、彼らの仕事が望ましいものであることを正当化するための言明の集合」(22 頁)であるとしている。プロフェッショナル・ネットワークとは、「プロフェッショナル・サービスの統制とプロフェッションの利益擁護の機能分担を通じて形成されるネットワーク」(23 頁)であるとしている。それぞれの具体例として、プロフェッショナル・アカウントは、知識の体系と資格制度⁴に対応しており、プロフェッショナル・ネットワークは、プロフェッショナルが構成員となるプロフェッショナル団体に対応している。プロフェッショナル・ネットワークがプロフェッショナル・アカウントを支持し、強化するという関係にある。

プロフェッショナル・アカウントのうち、知識の体系を確認するにあたり、専門的知識について検討しておく⁵。河野(2009)は、専門的知識を特定の分野の問題をより相対的に捉える視点をもつ「専門知」と、現場の経験に根差し「現場知」に分けて考えることを提唱している。2つの知識の特性は、現場知が一定の閉じられたメンバーシップの中でしか影響力をもたないのに対し、専門知は特定のメンバーに限定されるのではなく、専門的でありながら社会的に開かれたものである。また、現場知はなんらかの契機を通じて専門知に転化する。河野は、政策や政治システムといった、社会への広範囲にわたる影響力の点で現場知には限界があり専門知にはポテンシャルがあると述べているが、限られた範囲における現場知の重要性を強調している⁶。

自治体保健師は地域における保健指導を主たる活動の1つとしている。専門知と現場知の2種類に分けてみていくことで、自治体保健師の専門的知識の全体像をとらえることを試みる。

⁴ 藤田(2008)は用語の整理の際に、倫理綱領もプロフェッショナル・アカウントに含めているが、実際の分析においては主として資格制度(養成・資格付与・資格付与後)を検討している。

⁵ 藤田(2008)では現場知と専門知の区別は言及されていないが、藤田(2020)では地方公務員の専門性を検討しており、現場で得られる知識や情報などが専門性を構成する要素になっていると指摘している(39 頁)。

⁶ 河野(2009)は森林の管理をする企業経営者のインタビューを例示して現場知の役割と専門知の役割を記述している(17-19 頁)。

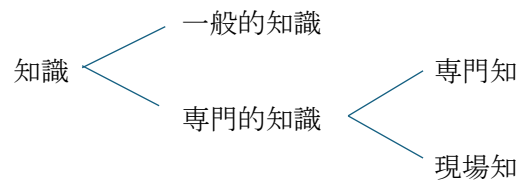


図1 知識の類型化
(出所：河野（2009）17 頁）

最後に本稿の構成を記載しておく。2 節では保健師の歴史的な変遷をみる。3 節では保健師のプロフェッショナル・アカウントを検討し、4 節ではプロフェッショナル・ネットワークを分析する。5 節で考察の結果をまとめる。

2. 保健婦（師）の誕生と現在に至る道のり

本節では保健師の資格制度と知識の体系を確認し、その特徴を記述する。事前の整理として保健師の歴史を概観しておく。

「保健婦」の名称が公式に初めて用いられた⁷のは、1926 年（昭和元年）の内務省衛生局長通知「小児保健所の設置に関する件」においてである。わが国で最初の小児保健所は、大阪乳幼児保護協会によって 1928 年（昭和 3 年）に発足した⁸。この頃の保健指導は社会事業の一部として民間で行われていたが、大阪市は近い将来に公立の保健所によって保健指導が行われることを予見して、公立の保健婦養成所の設立を要請し、後に開設した⁹。

保健婦が公的な身分で働く職種として法的に位置づけられたのは、日本が太平洋戦争に向かっていく途上にあった 1937 年（昭和 12 年）に制定された保健所法においてであった。1938 年（昭和 13 年）には厚生省が誕生し、保健と社会問題を一元的に所管することになった¹⁰。1941 年（昭和 16 年）には保健婦規則が制定された。保健婦規則において保健婦は「保健婦の名称を使用した疾病予防の指導、母性又は乳幼児の保健衛生指導、傷病者の療養其の他日常会話上必要なる保健衛生指導の業務を為す者」と規定された。同年には「人口政策確立要綱」が閣議決定された。保健婦は「健兵健民」、「産めよ殖やせよ」という国策が掲げられた時代の中で、結核死亡率や乳児死亡率を低下させることを目的とした保健

⁷ これよりも前に遡ると、松本・荒木（2019）によれば、保健師の源流は明治時代の社会事業的活動にみることができる（6 頁）。

⁸ 名原（2009）155 頁

⁹ 樋上（2010）1 頁

¹⁰ 高尾（2015）76 頁

活動を行った¹¹。

戦後、連合軍総司令部（GHQ）は公衆衛生の第一線機関として保健所を刷新することを支持し 1947 年（昭和 22 年）に保健所法は全面改正された。翌年、保健婦助産師看護師法（平成 13 年改称）が制定され、現在に至るまで保健師の資格に関する基本法となっている。保健婦が保健師へ名称変更されたのは 2001 年（平成 13 年）の法改正においてである。

昭和 30 年代以降は高度経済成長による社会の急激な変化により、母子保健や結核などの感染症対応に加え、様々な健康問題に保健婦が向き合っていくことになった。1978 年（昭和 53 年）からは国民健康づくり対策が開始された。第 1 次国民健康づくり計画の中では総合的な対人保健サービスを地域住民のより身近なところで展開する取組が明記された。1982 年（昭和 57 年）には老人保健法が制定され、40 歳以上の全住民を対象とした保健事業を実施することになり、保健婦の活動範囲は一層広がった¹²。

1989 年（平成元年）に地域保健のあり方に全面的な見直しが必要であるとの考え方から地域保健将来構想報告書がまとめられ、これを受ける形で保健所法が全面改正され、地域保健法が 1994 年（平成 6 年）に制定された。地域保健法では住民に身近なサービスは保健所から市町村に移行されることになった。地域保健法は保健師を含む公衆衛生の全般的な事項を規定している。保健師の活動の詳細については、1998 年（平成 10 年）には厚生省医局長通知「地域における保健婦及び保健士の保健活動について」が発出され、2013 年（平成 25 年）には厚生労働省健康局長通知「地域における保健師の保健活動について」（保健師活動指針）が発出された。同指針では、地域住民の健康課題に対応する保健活動の基本的な方向性が示されている。

3. 保健師のプロフェッショナル・アカウント

3.1. 資格と資格の付与

保健師の資格に関する基本的な事項は保健師助産師看護師法（以下、保助看法とする）において次のとおり定められている。保健師は、厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、保健指導に従事することを業とする者である（法第二条）。保健師でない者は、保健師の名称等を用いて、保健指導を行ってはならない（法第二十九条）。保健師でない者は、保健師又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない（法第四十二条の三）。保健師でない者がこれに違反した場合、懲役または罰金が課せられる（法四十三条）。このように、保健師は保健指導業務に関して名称独占である。

¹¹ 江藤・赤星・草間（2009）30 頁

¹² 名原（2009）157-161 頁

次に資格を得るための試験についての規定を確認する。保健師になろうとする者は保健師国家試験及び看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない（法第七条）。保健師国家試験を受けることができるものは文部科学省の指定校において1年以上保健師になるのに必要な学科を修めた者、都道府県知事の指定した保健師養成所を卒業した者、外国で同等の課程を修了した、または外国で保健師免許に相当する免許を受けた者で厚生労働大臣が認めた者のいずれかである（法第十九条）。

2011年（平成23年）の保助看法改正で、保健師の国家試験資格のための教育機関が6か月から1年以上に変更された。これ以降、従来の専修学校等の1年の教育課程に加え、学部選択制、大学専攻科、大学院など多様な教育課程において保健師養成が展開されることになった。近年では4年制大学が増加し、4年間のカリキュラムの中で保健師を選択する方法が一般的になっている¹³。

3.2. 知識の体系

保助看法施行規則において、保健師国家試験の科目が定められている。試験科目は、公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論の4つである（保助看法施行規則第二十条）。厚生労働省保健師国家試験出題基準をみると、公衆衛生看護学は公衆衛生看護学概論、公衆衛生看護学Ⅰ（個人・家族・グループへの支援）、公衆衛生看護学Ⅱ（地域組織・地域への支援、事業化と施策化）、対象別公衆衛生看護活動論、学校保健・産業保健、健康危機管理、公衆衛生看護管理論の7つに分かれている。これが保健師の専門的知識の体系である。保健師のプロフェッショナル・ネットワークの1つである日本公衆衛生看護学会がまとめた公衆衛生看護学の体系は①看護学と看護の基礎科学、②公衆衛生基礎科学、③公衆衛生看護学原論、④公衆衛生看護学対象論、⑤公衆衛生看護学方法論から構成されており国家試験科目と対応している。

これらの専門的知識を保健師候補生たちはどのように身につけていくのだろうか。保健師基礎教育の変遷をみると、これまで教育内容の充実を図るために各科目を拡充してきた。1996年（平成8年）改正からは単位制が導入され、講義・演習と臨地実習あわせて当時は21単位であった。2008年（平成20年）に23単位に、2011年（平成23年）に28単位に拡充された。2020年（令和2年）の改正では、総単位数が31単位まで増えた。この時の具体的な拡充内容は、公衆衛生看護学について事例を用いた演習の充実などをはかり2単位の増、保健医療行政論について政策形成に関する事例を用いた演習の充実などをはかり2単位の増というものであった。教育課程の必要単位科目の中に「臨地実習」がある。実習は市町村保健センターなどが受け入れ機関となって実施される。座学で得た知識を現場での体験

¹³ 高尾（2015）110頁

と結びつけることが保健師基礎教育の前提になっている。

公衆衛生看護学においては、対象の分類や対象ごとのアプローチ（支援方法）がまとめられている。公衆衛生、看護という基礎科学の知見のうえに保健師による個別の具体的な支援が積み重ねられ、公衆衛生看護を形作っている。保健師の専門的知識は整理・体系化され、専門的知識の中の専門知として捉えることができる。一方で保健指導が保健師の主たる業務の1つであることから、現場知が重要な部分を占めている。

3.3 小括

保健師は名称独占の国家資格であり、そのプロフェッショナル・アカウントは法令などに規定されている。保健師は戦中から戦後に進むなかで多様化する健康課題に対応し、プロフェッショナル・アカウントは今日まで変化してきた。保健師養成については4年制大学で保健師カリキュラムを選択し、修了後に国家試験を受験する方法が一般的になっている。保健師の専門的知識の基盤は公衆衛生看護であり、公衆衛生看護学として体系化され専門的知識の中の専門知として認識できるものも多いが、保健指導が保健師の主たる業務の1つであることから、現場知が重要な部分を占めている。

4. 保健師のプロフェッショナル・ネットワーク

4.1. 保健師が参画する団体の概要

2025年1月現在、保健師が参画する専門職団体は複数存在する。日本保健師連絡協議会の構成団体は6つであり、順に日本産業保健師会、日本看護協会、全国保健師教育機関協議会、全国保健師長会、日本公衆衛生看護学会、保健師活動研究会である。法人の種別としては、日本看護協会は公益財団法人であり、日本産業保健師会、全国保健師教育機関協議会および日本公衆衛生看護学会は一般社団法人であり、全国保健師長会と保健師活動研究会は任意団体である。

日本看護協会は、保健師だけではなく看護師、助産師が構成員となり看護職全体のネットワークを形成している。日本産業保健師会は事業場などに勤務する産業保健師が構成員となっている。全国保健師教育機関協議会は保健師教育にあたっている全国の教育機関が会員となっている。保健師活動研究会は、日本公衆衛生看護学会として設立され、公衆衛生看護に関する幅広い問題を議論することを目的に活動している。

現役の自治体保健師の有志の集まりである全国保健師長会と、保健師の専門性の基盤である公衆衛生看護学の発展をめざす公衆衛生看護学会について次項以降で詳しくみていく。

4.2. 全国保健師長会

全国保健師長会は、指導的立場にある全国の自治体保健師有志によって 1979 年（昭和 54 年）に立上げられた団体である。保健師業務の進歩・発展と会員相互の連携、親睦を図ることを会の目的としている。会員数は 2025 年（令和 7 年）1 月現在で、5,549 人である¹⁴。厚生労働省の「保健師活動領域調査（領域調査）によれば 2024 年（令和 6 年）5 月現在で、全国の自治体に勤務する常勤保健師は 39,205 人であり、全国保健師長会に所属する保健師が占める割合は約 14%になる。会員の資格は、自治体に勤務し、保健師長と同等以上の職にあるものとされている（規約第 5 条）。保健師が構成員となる職能団体の中でも特に自治体が抱える問題について調査研究を行っている。自治体保健師の現場での声を集め、研究活動も参考にしながら毎年、国（厚生労働省）に対して要望書を提出している。

会設立の経緯について「全国保健師長会のあゆみ」（1986）によれば、会の設立の前年に、国民健康づくり計画が始まり、その担い手として保健専門職の確保が喫緊の課題となった。その対策として、従来の国民健康保険保健師（国保保健師）が市町村保健師と統合された。国保保健師を市町村の一般会計に移管し、公衆衛生活動に従事させるためであった。このような制度移行期には保健師のリーダーたちが団結することが求められた。また、保健所保健師と市町村保健師の関係の改善も必要であった。そこで保健所保健師と市町村保健師のリーダー格の者が構成員となり、地域における保健活動を円滑かつ効率的に行うための母体となる会の設立が目指された。

団体の具体的な活動として、調査研究事業と国への要望をみておく。過去 5 年間の調査研究事業は表 1 のとおりである。2020 年（令和 2 年）から 2022（令和 4 年）の間は新型コロナウイルス感染症の大流行があり調査研究数は減少したが、2023 年には複数の研究が実施され、コロナ禍以前の水準にもどりつつある。

¹⁴ 全国保健師長会ホームページ

表 1 全国保健師長会の調査研究事業〔2019 年～2023 年〕

(出所：全国保健師長会ホームページから筆者作成¹⁵⁾)

実施年	調査研究名称
2019	保健師の人材育成（中堅期）のあり方に関する研究—大阪府中核市（6 市）と大阪府立大学の協働による実践から—
2019	非常勤保健師と効果的な保健活動の方策に関する研究
2019	県型保健所と市町村保健師の協働に関する研究—大分県における協働活動の実践から—
2019	東日本大震災後の復興期における保健活動について
2020	新型コロナウイルス感染症における保健師活動調査
2021	新型コロナウイルス感染症に関連し増員された保健師等の業務についての調査
2022	新型コロナウイルス感染症対応の記録—保健師の活動と視点—
2023	健康危機管理において統括保健師に必要とされる技術の明確化に関する研究
2023	保健所・企画調整部内の保健師に必要な能力とその向上に資する取組

国への要望としては、2024 年 5 月に 4 つの重点要望と 9 つの施策別要望をまとめて提出している。重点項目 4 つのうち 2 つに人材の文言が含まれており¹⁶、人材の確保・育成が自治体保健師にとって喫緊の課題となっている。

全国保健師長会の会員は自治体保健師に限定されており、調査研究のテーマや国への要望についても自治体保健師の活動に直結したものになっている。この点から全国保健師長会では専門的知識のうち主に現場知を扱っていると捉えることが可能であり、保健師の活動の現場で育まれる現場知を言語化する役割を持っている。

4. 3. 日本公衆衛生看護学会

日本公衆衛生看護学会は、日本における公衆衛生看護の学術的発展と、教育の向上・推進を目的として 2012 年（平成 24 年）に設立された団体である。会員数は、2024 年 6 月現在、2,101 人でこのうち保健師は約 6 割であり¹⁷、構成員の所属については半数が教育機関、半数が行政機関である¹⁸。主な活動として、学術集会の開催、学会誌の発行を行っている。

¹⁵ 全国保健師長会ホームページ

¹⁶ 全国保健師長会（2024）「令和 7 年度の地域保健施策及び保健活動の推進に関する要望書」によれば、平時からの健康危機管理等に備えて自治体保健師の人材確保に係る支援、地域活動や健康危機管理を重視した人材育成の支援、が重点項目になっている。

¹⁷ 日本公衆衛生学会ホームページによれば、日本公衆衛生学会の 2024 年（令和 6 年）9 月現在の会員数は 9,668 人であり医師をはじめ公衆衛生に関与する専門職が参画している。

¹⁸ 日本公衆衛生看護学会ホームページ

会の設立の経緯について公衆衛生看護学会ホームページによれば、2つの出来事が契機となっている。1つめは全国地域保健師学術集会が2010年（平成22年）を最後に開催されなくなったことで、後継となる保健師の実践の交流の場づくりが模索されたことである。2つめは2011年（平成23年）の保助看法の改正により保健師の教育期間が延長され、これにともない学問名称として「地域看護学」が「公衆衛生看護学」に改められた。この時期に公衆衛生看護学とは何かを言語化することが求められていたことである。

学会活動の成果としては、2014年（平成26年）に公衆衛生看護関連の用語の定義を行った。その後、2017年（平成29年）に公衆衛生看護学の体系をまとめた。公衆衛生看護学の体系は、①看護学と看護の基礎科学、②公衆衛生の基礎科学、③公衆衛生看護学原論、④公衆衛生看護学対象論、⑤公衆衛生看護学方法論から構成される。2つの基礎科学を土台にし、原論において公衆衛生看護学の定義と使命などを明文化し、さらに対象と方法についてまとめている。また、将来的に予測される保健医療福祉の課題に対して保健師が専門性を発揮し、より強化していくために公衆衛生看護のグランドデザインを2016年（平成28年）に公表し、これを2024年（令和6年）に改訂した。その中で公衆衛生看護を实践する存在である保健師は、地域の保健医療福祉システムを発展させ、国内のベストプラクティスを世界に発信することを目指すとしている。

公衆衛生看護学会には、保健師以外で公衆衛生看護に関心をもつ者も参画しており、活動成果の発信先についても広く保健医療福祉関係者を想定している。この点から公衆衛生看護学会は、専門的知識のうち主に「専門知」を扱っていると捉えることができ、それを整理し体系化する役割をもっている。

4.4 小括

保健師のプロフェッショナル・ネットワークは複数あり、それぞれが異なる役割を担っている。各団体の活動が保健師のプロフェッショナル・アカウントを支持・強化している。専門的知識の類型に注目して各団体の設立の背景と活動内容を確認すると、全国保健師長会は現場知を言語化する役割を担っており、公衆衛生看護学会は専門知を整理し体系化する役割を担っていることがわかった。

5. おわりに

本稿では、自治体における国家資格をもつ第一線職員である保健師を対象にした調査を実施するにあたり、予備的な考察を行った。そして自治体保健師のプロフェッショナル・アカウントとプロフェッショナル・ネットワークについて次のように整理をした。保健師

のプロフェッショナル・アカウントは法令などで規定されているが、社会情勢にあわせて今日まで変化してきた。その過程で専門的知識の中の専門知が蓄積されてきた。また、保健師の主たる業務の1つが現場での保健指導であることから、現場知が重要な部分を占めている。保健師のプロフェッショナル・ネットワークは複数あり、現場知を言語化する役割や専門知を整理し体系化する役割を持っている。

ただし、以上の考察結果は、保健師の専門性を特定の分析視角から切り取ったものである。保健師の専門性については公衆衛生看護学において多様な研究の蓄積があるが、それらを網羅することは本稿が取り扱う範疇を大きく超えている。特に歴史的な変遷に関する記述は先行研究を参照し要約している¹⁹。また、取り上げた専門職団体についてもその多様な活動全てを記述することはしていない²⁰。このため、本稿で反映しきれなかった事項において重要な要素が明らかになった場合は改めて検討を行わねばならない。

以上の留意点はあるが、保健師の専門性について行政学的な観点から一定の整理ができた。これは今後、保健師の管理に関する実証的な研究を行う際の基礎情報の1つとなる。今回の研究は第一線職員への関心を出発点にしているが、より大きな文脈では自治体における公衆衛生行政の行政史研究を行う際にも参考になると考えられる。

【謝辞】執筆にあたり自治体関係者の方から貴重なご指摘を頂戴しました。記して御礼を申し上げます。

<参考文献>

- 稲継裕昭（2011）「都市自治体における『専門性』」日本都市センター編（2011）『都市自治体の「専門性」―総合行政の担い手に求められるもの』日本都市センター，pp. 3-6.
- 江藤真紀・赤星琴美・草間朋子（2009）「保健師の業務・裁量範囲の拡大に関する一考察」『看護科学研究』8，pp. 29-33.
- 大阪府保健所の保健師活動を語り継ぐ会（2009）『保健師ものがたり』せせらぎ出版
- 岡本玲子（2018）「自治体保健師の人材育成の現状と課題、そして期待：キャリアラダーを中心に」『公衆衛生』82(4)，pp. 314-319.
- 小川靖子（2023）「自治体における新規採用保健師の人材育成の実態と課題：保健師が働き続けるための人材育成体制とは」『保健師ジャーナル』79(4)，pp. 269-274.

¹⁹ 保健師と同じ法令で規定されている看護師との関係や、所管官庁である厚生省内部での資格制度に関する検討経過などは本稿に記載していない。

²⁰ 一例として 全国保健師長会の地区ごとのブロック活動は団体の活動実態を把握するうえで重要であると考えられる。

- 川上裕子 (2013)『日本における保健婦事業の成立と展開：戦前・戦中期を中心に』風間書房
- 河野勝 (2009)「政策・政治システムと『専門知』」久米郁男編『専門知と政治』, pp. 1-30.
- 岸恵美子 (2022)「全国保健師教育機関協議会の役割と今後の活動：変化の中での保健師教育への期待に応える」『保健師ジャーナル』 78 (1) , pp. 42-48.
- 木村哲也 (2012)『駐在保健婦の時代 : 1942-1997』医学書院
- 斉藤恵美子 (2022)「保健師基礎教育で伝える保健師のアイデンティティ」『保健師ジャーナル』 78(1), pp. 24-28.
- 佐藤美樹・吉岡京子・小宮山恵美・横山徹爾 (2022)「国立保健医療科学院における保健師の現任教育の歴史的変遷と貢献」『保健医療科学』 71(1), pp. 7-16.
- 全国保健師長会事務局 (1986)『全国保健師長会のあゆみ』全国保健師長会
- 高尾茂子 (2015)『保健師 地域の健康をつむぐそのはたらきと能力形成』ふくろう出版
- 名原壽子 (2009)「保健師 60 年のあゆみ」日本看護協会保健師助産師看護師法 60 年史編纂委員会 (2009)『保健師助産師看護師法 60 年史：看護行政のあゆみと看護の発展』日本看護協会出版, pp. 154-170.
- 日本看護協会保健師助産師看護師法 60 年史編纂委員会 (2009)『保健師助産師看護師法 60 年史：看護行政のあゆみと看護の発展』日本看護協会出版
- 日本都市センター編 (2011)『都市自治体行政の「専門性」：総合行政の担い手に求められるもの』日本都市センター
- 畑本裕介 (2021)『新版 社会福祉行政：福祉事務所から新たな行政機構へ』法律文化社
- 樋上恵美子 (2010)「大阪市における保健婦養成事業の展開：大阪市立大学医学部看護学科の前身、大阪市立厚生女学院の形成期を中心に」『大阪市立大学史紀要』, pp. 1-21.
- 福本恵 (2008)「保健師教育の変遷と今日的課題」『京都府立医科大学雑誌』 117(12), pp. 947-955.
- 藤田由紀子 (2008)『公務員制度と専門性：技術系行政官の日英比較』専修大学出版局
- 藤原啓子 (2020)「住民とともにある公衆衛生看護学への期待：新人保健師への期待，教育に求めること」『保健師教育』 4, pp. 12-14.
- 星旦二・麻原きよみ (2022)『これからの保健医療福祉行政論：法・制度としくみ／施策化・政策形成／地域づくり 第3版』日本看護協会出版会
- 松本千晴・荒木紀代子 (2019)「保健師活動の歴史的変遷から公衆衛生看護を考える」『アドミニストレーション』 25(2), pp. 5-16.
- 松本千晴・大河内彩子 (2024)「保健師学生の保健師採用試験合格までの過程」『保健師教育』 8(1), pp. 73-81.
- 松本千晴 (2018)「行政保健師の専門性：集団に焦点を当てた公衆衛生看護の実践による施策化能力の向上」博士論文
- 真淵勝 (2020)『行政学 新版』有斐閣

村嶋幸代 (2017) 「自治体保健師のキャリアラダーと人材育成体制の構築」『保健師教育』, 1, pp. 8-15.

宮本ふみ (2006) 『無名の語り：保健師が「家族」に出会う 12 の物語』 医学書院

外国語文献

Evans, Tony (2010) *Professional discretion in welfare services: beyond street-level bureaucracy*, Ashgate.

Hupe, Peter and Hill, Michael and Buffat, Aurelien (2016) *Understanding street-level bureaucracy*, Policy Press.

Lipsky, Michael (2010) *Street-level bureaucracy 30th anniversary edition*, Russell Sage Foundation.

Maynard-Moody, Steven. and Musheno, Michael C. (2023) *Cops, teachers, counselors: stories from the front lines of public service new and expanded edition*, University of Michigan Press.

ホームページ

全国保健師長会ホームページ <https://www.nacphn.jp/> (最終閲覧日：2025 年 3 月 13 日)

日本公衆衛生学会ホームページ <https://www.jsph.jp/> (最終閲覧日：2025 年 3 月 13 日)

日本公衆衛生看護学会ホームページ <https://japhn.jp/> (最終閲覧日：2025 年 3 月 13 日)